

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を実施している事例 >

集落営農組合による農作業の共同化と委託化の推進

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	滋賀県大津市 <small>おおつし</small> 北在地集落営農組合 <small>きたざいちしゅうらくえいのうくみあい</small>			
協定面積 4.5ha	田(100%) 水稲	畑	草地	採草放牧地
交付金額 96万円	個人配分 共同取組活動 (81%)			19%
		体制整備に向けた活動費		20%
		鳥獣害水路農道管理費		2%
		農用地維持管理活動経費		12%
		積立金(トラクター更新費)		47%
協定参加者	農業組合1、集落営農組合1(組合員数31人)、土地改良区2			

2. 取組に至る経緯

当集落においては、土地改良事業の実施に併せて平成5年に集落営農組合を設立し、個別で営んできた農業を組織的に取り組む基盤が出来た。

また、若者の農業離れや農業者の高齢化に伴い、近い将来到来すると思われる農業後継者不足に対応するため、担い手たる集落営農組合の充実を目指して、当該対策に取り組むこととした。

3. 取組の内容

集落営農組合は、将来、一集落一農場方式の営農を目指し、鹿、猪の獣害対策、農用地条件に適合した農機具の導入やそのメンテナンス、オペレーターの育成、生産調整農地でのレンゲの作付けや多面的機能増進活動としてコスモスの作付けに取り組むとともに、センチピーチグラス(芝生)の育成による農地法面の省力管理の徹底、未整備田の排水改良工事等に取り組んでいる。



景観コスモスの種採り

[将来の集落像]

一 集落一農場方式の集落営農を目指して

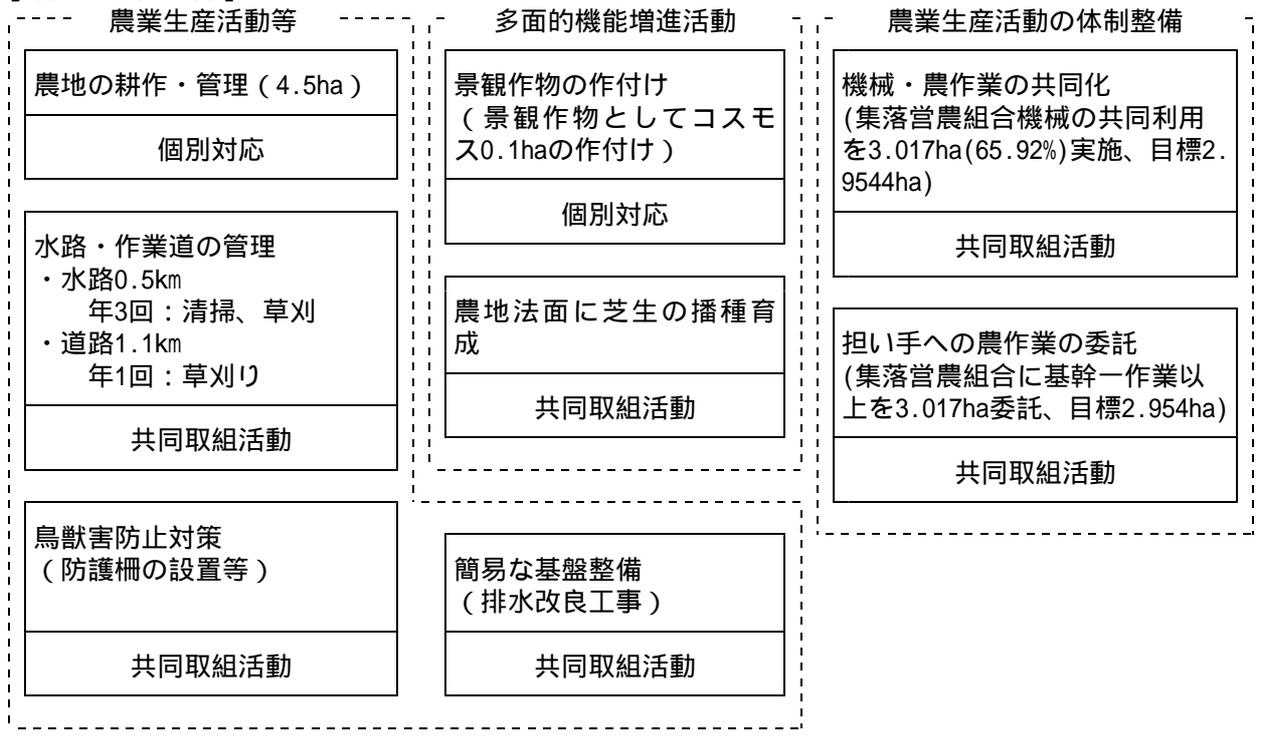
将来的には、集落の農業者が所有する農地は、全て集落営農組合が営農（集積）することを構想している。現在、基盤整備の農地は、全て組合による営農を行っているが、集落内宅地周辺に点在する農地は、営農組合所有の大型農機具の利用が困難なこと、また、農業者自身が耕作意欲が旺盛なことから、上記構想の実現にネックとなっているが、個人の耕作意欲と営農組織の充実との整合を図っている。



[将来像を実現するための活動目標]

(1) 獣害対策の充実 (2) 農組合所有農機の導入・充実 (3) オペレーターの養成 (4) 景観形成の推進及び農地法面の管理の省力化 (5) 未整備田の排水改良工事 (6) 営農組合の規約・組織の見直し

[活動内容]



4. 取組による変化と今後の課題等

集落内農家は、営農組合による管理に拠ると言う原則に基づき、個人所有の農機具は更新せず、集落営農組合の理念を徹底している。但し、集落の宅地近辺の未整備田では、飯米を収穫する農家が耕作を継続しているとともに、その多くが稲刈りを営農組合に作業委託をするため、営農組合の管理する農地の作業とかち合うことが多く、作付け品種の選定も課題となっている。今後は、大型機械の入りにくい未整備田での営農にどう取り組むのかが課題である。

[平成20年度までの主な成果]

当交付金の活用により、集落営農組合が集落内農地を原則管理するという理念が維持出来ている。(個人管理農地の維持費用には、当交付金を出役費として活用)

集落営農組合所有農機具の維持及び更新費用を捻出することによって、耕作放棄対策のセーフティネット組織の維持が図られている。

機械・農作業の共同化 (当初2.954ha、目標2.954ha、H20実績3.017ha)

担い手への農作業の委託 (当初2.954ha、目標2.954ha、H20実績3.017ha)